

行政文書非公開決定通知書

22市会議第55号
平成22年7月21日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市会議長 横井 利明



平成22年7月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成22年8月2日から8月7日まで南京市・上海市への議員の派遣に関し、議決での各議員の賛否がわかるもの (議会運営委員会、本会議)
公開しない理由	当該行政文書は取得又は作成しておらず、存在しません。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局議事課 TEL 052-972-2088

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(名古屋市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

22市会総第28-2号
平成22年7月21日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実 様

実施機関

名古屋市会議長 横井利明



平成22年7月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成22年8月2日から8月7日まで南京市・上海市への議員の派遣に関し、 ・業者への入札・見つもり書一式 ・参加者一式
公開しない理由	該当行政文書は取得又は作成しておらず、存在しません。
備考	※平成22年7月28日以降であれば該当文書は存在する予定です。 <決定を行った所管課・公所> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市会議長に対して異議申立てをすることができます。
(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市会議長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書公開決定通知書

22 市会総第 28-1 号
平成 22 年 7 月 21 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実 様

実施機関

名古屋市会議長 横井利明



平成 22 年 7 月 7 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	見積競争のご案内(案) (請求に係るもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成 22 年 7 月 22 日 午前 3 時 午後	
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083		

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。



平成 22 年 7 月

各 位

見積競争のご案内

名古屋市会2010年上海国際博覧会名古屋市関連行事参加公式代表団(議員4名・随員職員1名、計5名)による議員の海外派遣について、別紙1の仕様に基づき、市費による専用車、通訳、添乗員(8月2日出発～8月7日帰国の全行程1名)の契約予定金額について、見積競争を行いますので、ご案内いたします。

なお、契約にあたっては、別紙2の航空機及び鉄道の座席を確保することを条件といたしますので、ご承知ください。

座席の確保が困難である等の理由により、見積参加を辞退することも可能です(その場合であっても、次回以降の契約に不利益はありません。)

また、宿泊費用は、別途契約するとともに、見積条件に変更がある場合には、変更契約をすることがあります。

ご参加の場合は、7月12日(月)午後1時までに、貴社の様式による税込価格の見積書(①専用車、②通訳、③添乗員の3通)を封入のうえ、市会事務局総務課庶務係長村松または庶務係近藤へご提出ください。

(問合せ 名古屋市会事務局総務課庶務係 TEL052-972-2083)

○専用車（中型以上とする）

8月3日(火) 南京市 9:00 ~ 17:00

8月4日(水) 南京市 9:00 ~ 15:00

8月5日(木) 上海市 9:00 ~ 21:00

8月6日(金) 上海市 9:00 ~ 13:00
20:30 ~ 22:30

※ 上海市における8月5日(9:00~16:30)及び8月6日の上海市での専用車借上げについては、通訳を手配していないので、当方と運転手等との連絡調整のため、日常会話レベルの通訳が可能なガイドを同乗させること、又は日常会話レベルの通訳が可能な運転手とすることを条件とする。

○通 訳

8月3日(火) 南京市 9:00 ~ 17:00

8月4日(水) 南京市 9:00 ~ 15:00

8月5日(木) 上海市 16:30 ~ 21:00

※通訳については、市からの指示があるまで確保しない。

※※ 通訳については、行政通訳の経験があること。

○航空機

中国東方航空 5席

8月2日(月) MU530便 ビジネスクラス
中部国際空港(13:20 発) → 上海(浦東)国際空港(14:40 着)

8月7日(土) MU529便 ビジネスクラス
上海(浦東)国際空港(09:15 発) → 中部国際空港(12:20 着)

※いつでも変更可能であること。

○鉄道

中国高速鉄道 5席

8月2日(月) D5442列車 グリーン車に相当する席
上海駅(17:32 発) → 南京駅(20:01 着)

(8月4日(水) D5431列車 グリーン車に相当する席
南京駅(14:43 発) → 上海駅(17:12 着) 予定)

※いつでも変更可能であること。

議会運営委員会記録

平成22年6月28日

名古屋市会

た。

他の 5 件は、提出者よりそれぞれ取り下げられましたので、御了承願います。まとめました意見書の文案、提出者等はお手元配付のとおりであります。さよう決定することといたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

中川委員長

御異議なしと認めて、さよう決定いたします。

意見書 7 件は、明日の本会議に上程し、即決の扱いとなりますので、御了承願います。

次に、請願の審査結果に対する異議の申し立ての取り扱いについてであります。

お手元の一覧表に記載の平成 20 年請願第 18 号初め 7 件の取り扱いにつきましては、理事会で協議いたしました結果、明日の本会議で、順次上程し、それぞれ関係委員長の御報告の後、採決を行います。

さよう決定することといたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

中川委員長

御異議なしと認めて、さよう決定いたします。

また、採決につきましては、委員長報告は、請願不採択もしくは審査打切であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めることになりますので、よろしく願いいたします。

なお、平成 20 年請願第 18 号及び平成 20 年請願第 23 号につきましては、かとう典子議員から、委員長報告、すなわち、審査打切に対する反対討論の通告がなされております。

この場合、討論の発言時間ではありますが、理事会といたしましては、1 人 2 分以内といたしたいとのことであります。

次に、議員の派遣についてであります。

会議規則の規定に基づき、今定例会で議決する議員の派遣は、お手元配付のとおりであります。

なお、社民、民クは賛成、市民は反対との意向であります。本件につきまし

ては、明日の本会議で議決の運びとなりますので、御了承願います。

次に、常任委員会の閉会中所管事務の調査についてであります。

各常任委員長より、議長に対し、お手元配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申し出がありました。

本件につきましては、明日の本会議で議決の運びとなりますので、御了承願います。

次に、その他事項であります。

まず、一つが、8月13日、金曜日に、市内小学校4年生と保護者を対象に、子ども市政教室が開催されます。例年、本会議場も見学のコースに入れていただいているところであります。ここで、市民に開かれた議会を目指すと、我々にとりましても、我々がどんなところで職務に励んでいるのか、御覧いただける貴重な機会でありますので、正副議長さんを中心に、議員で対応をさせていただくことになりましたので、御報告をさせていただきます。

それから、もう一点が、議員提出議案の質疑についてであります。先日の6月21日の本会議における、議員提出議案の質疑に関してであります。議員提出議案の質疑についても、通告をしていただき、議会運営委員会においても発言者等を確認することといたしておりますので、今後とも、各会派においても徹底をしていただきたいと思います。

それからまた、一点確認であります。質疑の発言回数にありましては、会議規則上、同一の議題について、3回を超えることができないとされ、議会運営委員会が必要と認めた場合に限り、3回を超えることができるものとされております。先般の議員提出議案の質疑に際しては、この例外的な取り扱いに関し、協議をいたしておりませんでしたので、質疑は3回までとなっております。よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、本日の議会運営委員会を……

河村市長

議会運営に関する申し入れを行いたいと思います。

この場をお借りいたしまして、議会運営について二点、申し入れをさせていただきますと存じます。

一点目は本会議において、私、市長が、発言を求めた際は、議長においてお